

南長野運動公園総合球技場空調衛生設備保守点検業務委託 仕様書

委託者と受託者は、南長野運動公園総合運動場の総合球技場における空調衛生設備保守点検業務にあたり契約書によるほか、この仕様書により次の事項に留意して業務を履行するものとする。

1. 業務委託の履行義務

受託者は、総合球技場の機能が十分発揮できるように、契約書、仕様書、及び委託者の指示に従い業務を完全に履行しなければならない。

2. 業務委託の内容

委託業務の主な内容は次のとおりとし、業務履行にあたっては万全を期さなければならない。

- (1) 運営上必要な保守点検
- (2) 緊急時の対応
- (3) 業務の内容を記録し、整理報告すること。
- (4) その他、委託者の指示による業務

3. 作業員の労務管理

- (1) 受託者は、作業員の業務に関する労務管理ならびに安全管理一切の事項について処理するものとする。
- (2) 受託者は、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法およびその他関係法令を守らなければならない。

4. 業務責任者の選任

受託者は、受託業務について業務責任者を選任し、必要事項を記入し書面を委託者に届けなければならない。

5. 業務責任者の職務

業務責任者の職務は次のとおりとする。

- (1) 業務責任者は、委託者との連絡を密にし、業務を円滑に履行すると共に施設の機能を十分発揮できるよう努めること。
- (2) 業務責任者は、現場責任者として作業員の指揮監督を適切に行うこと。
- (3) 業務責任者は、従業員研修を行い、技術向上につとめること。
- (4) 業務責任者は、契約書、仕様書により業務内容を把握し、また常に設備状況を把握しておくこと。

6. 勤務の心得

- (1) 受託者は、公共施設の重大性を自覚し、職務の履行に十分な誠意をもってあたり、事故や災害発生を防ぐため最善の注意を払わなければならない。
- (2) 作業員は胸に名札をつけ、作業のしやすい服装をすること。

7. 緊急連絡体制

受託者は、緊急時の連絡体制を作成し、委託者に提出すること。

8. 履行報告

受託者は、業務履行後、すみやかに保守点検報告書を作成し、委託者に提出すること。

9. 作業時間

作業時間は委託者の就業時間内とし、総合球技場の運営の支障とならないよう委託者と打ち合せのうえ実施するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

10. その他

- (1) 許可なく委託者の所有物を外へ持出してはならない。
- (2) 受託者は、業務上必要なもの以外の物品等を持込んではない。
- (3) 仕様書等に疑義を生じた場合は、委託者と協議のうえ決定すること。

11. 委託料の支払い

委託料の支払いは2回に分けて行うものとし、作業報告書の提出及びその検収をもって行うものとする。

保守点検内訳

項 目	数 量	頻 度	備 考
■環境衛生設備			
水位制御システム			
上水受水槽清掃 50 m ³	1 槽	1 回/年	
井水受水槽清掃 150 m ³ 地下ピット	1 槽	1 回/年	
上水水質検査 28 項目	1 検体	1 回/年	
井水水質検査 39 項目	1 検体	1 回/年	
簡易専用水道検査	2 検体	1 回/年	
■空調設備			
ガスヒートポンプエアコン(GHP)機器			
室外機点検			
室外機 170HP	1 台	1 回/年	
室外機 135HP	1 台	1 回/年	

室外機 120HP	2 台	1 回/年	
室外機 114HP	1 台	1 回/年	
室外機 95HP	1 台	1 回/年	
室外機 60HP	1 台	1 回/年	
室外機 38HP	1 台	1 回/年	
屋内機点検	97 台	2 回/年	
ロングライフフィルター交換	17 台	1 回/3 年	
中性能フィルター交換	80 台	1 回/2 年	
空冷ヒートポンプエアコン(EHP)機器			
室外機点検	6 台		
屋内機点検	25 台		
プレフィルター清掃	25 台	2 回/年	
中性能フィルター清掃	22 台	1 回/2 年	
PAC 機器点検			
PAC 点検	2 台	1 回/年	
プレフィルター清掃	2 台	2 回/年	
中性能フィルター清掃	2 台	1 回/2 年	
全熱交換器			
全熱交換器点検	75 台	1 回/年	
プレフィルター清掃	75 枚	2 回/年	
中性能フィルター交換・破棄	75 枚	1 回/2 年	
給排気ファン点検	1 式	1 回/年	
■給排水設備			
井水用塩素注入器保守	2 台	1 回/年	
給排水ポンプ点検	1 式	1 回/年	
ガス給湯器(50 号×12 台)点検	1 式	1 回/年	

■ 特記事項

1. 各機器の性能維持に必要な注油、軽微な消耗品の交換等は点検整備に含むものとする。
2. 緊急修理の必要が生じた時は、速やかに技術員を派遣し対応すること。
3. 保守点検作業の日程は、あらかじめ打ち合せのうえ決定する。